

新年度

4/1～4/15入所希望の方

保育認定用

(はじめて保育所など(※)の保育施設を利用したい方)

令和5年度分 久留米市 子どものための教育・保育

認定申請・入所申込のご案内

この冊子は、令和5年度の子どものための教育・保育のための認定申請や保育所など(※)への入所申込について基本的な事項を説明したものです。

※ 保育所など・・・認可保育所、認定こども園の保育認定部分、事業所内保育事業所の地域枠、小規模保育事業所のこと

【目次】

○認定要件と必要書類	P 2
○入所申込から利用までの流れ	P 5
○保育料について	P 10
○認定申請書（施設利用申請書）記入例	P 12
○こんなときはどうするの？	P 14
○こんなときは必ず連絡を！	P 16

【申込みから利用までの流れ】

※ くわしくは次ページ以降をよくお読みください。

☆第1次入所申込のメ切

令和4年12月15日(木)

できるだけ第1次メ切までに申込みを！

事前に希望施設の
見学をしとくっば

- ① 令和5年度分の必要書類（申込書等）を
入手する
- ② 必要書類を提出し、面接を受ける
- ③ 認定証と入所調整結果を受け取る

親子健康手帳を
持って
お子さんと一緒に
お越しください

状況によっては
入所保留となる場合も
あります

保育所などを利用する

認定要件と必要書類

1) 認定（保育認定・教育認定）とは

認定とは、令和5年4月1日時点の子どもの年齢と保育の必要性等により、その区分をあらかじめ認定するものです。

- 教育認定（1号認定）・・・要件：3歳以上
- 保育認定（2号認定）・・・要件：3歳以上で 2) 3) の要件を満たすこと
- 保育認定（3号認定）・・・要件：3歳未満で 2) 3) の要件を満たすこと

2) 保育認定の要件

本市に住所を有し、かつ、保護者（父母とも）が下記の各号のいずれかに該当する子どもであること。

保護者の状況	保育の必要量の認定区分	認定の有効期間
1. 就労している ひと月において、64時間以上労働することを常態としている	保育標準時間 又は 保育短時間	3歳未満児：3歳の誕生日の前々日まで 3歳以上児：卒園まで
2. 妊娠中であるかまたは出産後間もない 分娩（予定）日を基準として産前8週（多胎妊娠の場合にあっては14週）の日の属する月の初日から産後8週の日の属する月の末日まで	保育標準時間	分娩（予定）日を基準として産前8週（多胎妊娠の場合にあっては14週）の日の属する月の初日から産後8週の日の属する月の末日まで
3. 疾病または心身に障害がある	保育標準時間	3歳未満児：3歳の誕生日の前々日まで 3歳以上児：卒園まで
4. 親族を常時介護又は看護している ひと月において、64時間以上介護又は看護することを常態としている	保育標準時間 又は 保育短時間	診断書は医師の記載日から半年後の属する月の末日まで（期限の記載があるものはその日の属する月の月末まで）
5. 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている	保育標準時間	
6. 求職活動（起業の準備を含む。）中である	保育短時間	入所後3か月間
7. 学校に通っている、職業訓練を受けている ひと月において、64時間以上就学することを常態としている	保育標準時間 又は 保育短時間	就学期間終了日の属する月の末日まで

※ 以上の事由のほか、社会的養護の観点などから子どもの保育が必要と認められる場合は、保育認定をすることがあります。

3) 利用時間の認定の要件（保育の必要量の認定区分）

保護者の就労時間などにより保育の必要量が下記の2つに区分されます。施設の開所時間や閉所時間、保育の必要量の区分ごとの利用時間は、施設ごとに設定されています。『別紙（久留米市認可保育所・認可幼稚園・認定こども園等一覧）』を参照してください。

保育の必要量の区分	保護者の要件（就労等の時間）	最大利用時間
保育標準時間	原則 月120時間以上	11時間/日
保育短時間	原則 月64時間以上120時間未満	8時間/日

- ※ 子どもの保護者が複数いる場合は、就労時間等の短い方の状況で区分します。
- ※ 保育標準時間の認定要件を満たしていても、保育短時間認定を希望する場合は、保育短時間認定を受けることができます。
- ※ 認定された利用時間以外について、施設が延長保育を実施している場合は、別途施設に料金を支払って延長保育を利用することができます。
- ※ 就労時間等が月64時間以上120時間未満であっても、常態として施設が設定する保育短時間認定に係る利用時間帯を超えて施設を利用せざるを得ない場合は、保育標準時間認定を受けることができますのでお申し出ください。

4) 必要書類等 (①～②を確認ください)

※就労証明書など各書類は、提出日の直近3ヶ月以内に作成(証明および発行)されたものを有効とします。

① 必須書類等

下記の内容を確認のうえ、□にチェックして必要な書類を準備してください。

なお、書類提出の際には面接を行いますので、お子さんと一緒においでください。

必要書類等	備 考	チェック欄
認定申請書 (施設利用申請書)	入所希望する お子さん1名につき1枚 必要です。 12～13ページの記入例を参照のうえご記入ください。	<input type="checkbox"/>
保育が必要なことを 証明する書類 詳しくは下記の表(※) をご覧ください。	保護者全員分(父・母)必要です。 保護者の方であっても、単身赴任等で住民票を移し、同居していない方については、不要です。 2人以上同時申込の場合は、世帯で1部ご提出ください。	<input type="checkbox"/>
保育所等の入所申込 に関する重要事項確認書	内容を確認(チェック欄に✓)のうえ、署名してご提出ください。 2人以上同時申込の場合は、世帯で1部ご提出ください。	<input type="checkbox"/>
親子(母子)健康手帳	お子さんの面接の際に確認させていただきます。	<input type="checkbox"/>

※保育が必要なことを証明する書類

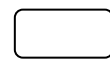
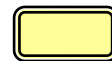
申請書の理由欄の分類	保護者等の状況	必要書類 ※太字は市指定の様式があるもの	チェック欄	
			父	母
就労	被雇用者	就労証明書 〈証明日の3か月以内の日付のもの〉 ※就労予定の方は、就労開始後に就労証明書の提出が必要です。 ※育児中の方も、就労証明書を提出してください。 ※受付期限(締切日)が提出締切となります。 ※保護者一人につき1枚の就労証明を提出してください。 ※入所予定日時点の就労状況がわかるものを提出して下さい。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	自営業			
	農業			
	内職			
出産	妊娠中・出産後間もない	診断書 または 親子(母子)健康手帳 (出産予定日のわかるもの)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
病気	病気療養中	診断書 または 障害者手帳 など	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
介護	親族の介護・看護	看護・介護申立書 ・介護される人の 診断書 または 障害者手帳 など	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
災害復旧	災害の復旧活動中	申立書 、 罹災証明書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
求職	求職活動中	求職中申立書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
就学	就学している又は職業訓練を受けている	就学証明書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

② 状況により必要な書類（保育料を決定するための書類）

※2人以上同時申込の場合は、世帯で1部ご提出ください。

必要書類	備 考	チェック欄	
		父	母
令和4年度 所得課税証明書	令和4年1月1日に久留米市に住民登録がなかった方は市町村民税の所得割額が分かる証明書が必要です。 住民登録があっても他市町村に当該年度の市町村民税を納めている方は提出が必要です。 ※同居の祖父母がいる場合は、父母の所得状況などにより、祖父母分も必要な場合があります。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・2021年中の国内・国外での収入がわかる書類 ・2021年中の無収入を証明する書類	世帯で海外居住していた方や保護者のどちらかが海外勤務などを行っている（していた）場合は、会社発行の給与支払報告書や給与明細などが必要です。 外国語で記載されたものは和訳文を添付してください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
転入誓約書 ※久留米市指定様式	保育所等の入所申込時の住所が久留米市外の世帯のみ転入誓約書を提出してください。 入所日までに久留米市に住民登録することが入所条件ですので、ご注意ください。 マイナンバーの確認ができるものをご持参ください。 ※申請時点で住民票が市外にある場合は必ず必要です。 ①個人番号カード（児童本人および世帯全員のもの） ※顔写真付きのプラスチック製のカード ② ◎通知カード（児童本人および世帯全員のもの） ※紙製のカード ◎本人確認書類（申請者の分のみ） ※下記(1)又は(2)参照 (1)次のA～Gなどの顔写真付きのものであればいずれか1点 A：運転免許証 B：運転経歴証明書 C：旅券 D：身体障害者手帳 E：精神障害者保健福祉手帳 F：療育手帳 G：在留カード (2)次のH～Lであればいずれか2点 H：医療保険証 I：介護保険証 J：年金手帳 K：児童扶養手当証書 L：特別児童扶養手当証書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・戸籍謄本	母子・父子家庭で、児童扶養手当を受給していない方は、戸籍謄本の提出が必要です。コピーで結構です。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・療育手帳	療育手帳をお持ちの方がいる世帯のみ。氏名・手帳の等級・交付年月日部分のコピーが必要です。 入所希望するお子さんに限らず世帯全員が対象です。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
在園証明書 (兄弟姉妹の分)	兄弟姉妹が幼稚園（別紙の施設一覧に掲載している「G：教育・保育給付認定を必要としない認可幼稚園」の場合のみ）や特別支援学校幼稚部、児童発達支援施設などに在園（予定を含む）している場合のみ。 なお、予定の場合は、入園後に再度在園証明書の提出が必要です。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※上記の書類以外にも、場合により新たな書類の提出をお願いすることがあります。



「令和5年度久留米市子どものための教育・保育 認定申請・入所申込のご案内」 配布開始
令和4年10月上旬

第1次申込の受付 締切日：令和4年12月15日（木）

入所日は原則※として4月1日です。令和4年度の入所申込をすでにしていて入所保留になっている方についても、令和5年度の入所申込期間内の申込みが必要となります。

※4月22日育児休業復帰予定・14日前から入所希望の場合 ⇒4月8日からの入所希望の申込みが可能です。

施設の空き状況確認・希望施設の変更、保育の必要性の変更

申込みをいただいた後でも、**第1次から第2次（最終）のそれぞれの締切日までは希望施設の追加・変更が可能です。**電話（0942-30-9025）または窓口にて承ります。また、第1次調整後には、最新の空き状況についてお知らせします。市ホームページ【トップ>子育て・教育（子育て支援）>保育所・認定こども園（保育所・幼稚園・預かり）>保育所・認定こども園（保育所部分）の空き状況について】でもご確認ください。

※「申込みの時点で求職中だったが就労が決まった」など、**状況が変わった場合は、調整の締切日までに必要書類の提出があれば、入所選考基準の点数が変わる場合がありますので、お早めにお問合せください。**

第1次 利用調整・入所選考

希望した施設について、保育を必要とする理由などにより、市で利用調整を行います。

「久留米市保育利用選考基準」により点数化し、保育を必要とする度合い（点数）の高い順に入所児童を決定します。

第1次 利用調整・入所選考結果 通知 《2月上旬》

選考の結果、入所が決定（内定）した場合は「入所承諾書（保育利用内定通知書）」、定員の都合などにより入所が困難な場合は「入所保留通知書」を送付します。

入所決定の方

※施設より入所準備について連絡があります。

入所保留となった方 ※1

第2次（最終）申込の受付

締切日：令和5年2月24日（金）

第2次（最終）利用調整・入所選考

第2次（最終）利用調整・入所選考結果 通知 《3月中旬》

入所決定の方

※施設より入所準備について連絡があります。

入所保留となった方 ※2

入所の手続き（契約・支払）

各施設からの利用説明があり、契約となります。

4月 入所・保育料の通知

入所後、保育料を決定して「保育料決定通知」を送付します。必要書類が未提出の場合などは、仮算定となりますので、すぐに必要な手続きをしてください。

《入所保留となった方へ》

※1 第2次（最終）までの締切日【令和5年2月24日（金）】までは希望施設の追加・変更が可能です。電話（子ども保育課TEL0942-30-9025、各総合支所市民福祉課TELは最終ページ）または窓口にて承ります。希望施設に変更がない場合は、連絡は不要です。

※2 最終的に4月からの入所が保留になった場合、申請書裏面の「待機する意思」欄の「有」にチェックした場合に限り、令和5年度中は毎月継続して入所選考を行います。

※「求職中だったが就労が決まった」など、状況が変わった場合は、次回調整までに必要書類の提出があれば、入所選考基準の点数が変わる場合があります。

入所申込から利用までの流れ

◆◆◆第1次申込締め切り 令和4年12月15日(木)◆◆◆

最終締め切りは令和5年2月24日(金)ですが、第1次申込の方ではほぼ入所者が決定しますので、できるだけ第1次申込締め切りまでにお申し込みください。

① 令和5年度分の必要書類を入手する。

事前に希望施設を見学し、手続きに必要な書類等の様式を受け取ってください。

※保育認定用の様式は市共通の様式です。子ども保育課（市役所16階）、各総合支所市民福祉課の窓口にも置いています。また、市ホームページからもダウンロードできます。

市ホームページ>暮らし・届出（オンラインサービス）>申請・届出ガイド（申請・届出・申込・予約）>子育て支援（子育て・教育）>保育所等の支給認定申請・入所申込に関する書類等（保育所・幼稚園・預かり）

② 必要書類を準備して、市に提出し、面接を受ける（予約制ではありません）

子ども保育課、又は各総合支所市民福祉課の窓口へ。（市民センターでの受付はできません。）

申込期間		調整結果が届くのはいつ？
第1次	令和4年11月1日（火）から 令和4年12月15日（木）まで	令和5年2月上旬 郵送
※11月13日（日）、27日（日）、12月11日（日）は子ども保育課のみ休日受付を行います。 休日の受付時間は9：00～12：30です。		
第2次 （最終）	令和4年12月16日（金）から 令和5年2月24日（金）まで	令和5年3月中旬 郵送
第2次（最終）調整の結果、保留になった場合は、待機する意思がある方に限り、年度途中も毎月利用調整します。 なお、入所決定者の辞退などにより施設に空きがある場合は、新年度（4月1日から4月15日まで）から利用できる場合もあります。		

4月から就労予定の方や育児休業明けの方などの場合は、就労開始する日より最大2週間前からの入所（ならし保育）を希望することができます。

入所日が前年度になる場合は別途申込みが必要です。その際、申込みは4年度分を同時に提出可能です。
また、保育料は通常の入所と同じ取扱いになります。

【例】4月1日育児休業復帰予定・7日前から入所希望の場合

① 4月1日入所希望の申請(令和5年度分)と、②3月25日入所希望の申請(令和4年度分)が必要です。

①の結果で入所が決定した施設が、②で申請した希望施設と異なる場合は、令和4年度3月後半入所の締め切り（令和5年3月3日）までに希望施設の変更のご連絡をお願いします。

令和4年度と令和5年度は別々に調整しますので、令和5年度の入所が決定しても、令和4年度3月後半入所（ならし保育）が確約されるわけではありません。

※受付の日程について

入所申込・面接時の混雑を避けるため、11月に申請される場合は、下記の日程での申込みをお願いします。

ご都合の悪い方は、指定日以外や別会場での申込みもできます。入所の選考は先着順ではありません。

受付時間 9:00~12:00、13:00~17:00

※土日祝の受付はいたしません、11月13日、27日、12月11日のみ受付を行います。

休日の受付時間は9:00~12:30です。

月 日	会 場	第1希望の保育所名
11月1日(火) ~ 11月8日(火)	久留米市役所16階会議室 (子ども保育課)	かやのみ、こでまり、善導寺、大橋、発心、筑水、白峯 木の実、文殊乳児、合川、千歳、かおり、かおりガーデン 宮ノ陣、ふたば幼稚園、合川幼稚園、純心 Jr 保育園 わかぐさ
11月9日(水) ~ 11月15日(火)	久留米市役所16階会議室 (子ども保育課)	小森野、ふじ、晴明、長門石、西久留米、鳥飼、篠山 わんぱく、水天宮、のぎっこ、子鳩、子鳩分園、きらら 江南、ひまわり、じぶんみらい
11月16日(水) ~ 11月22日(火)	久留米市役所16階会議室 (子ども保育課)	上旗、高良内、ニュータウン、青峰、津福、聖徳、明星 せいしキディクラブ、育英幼稚園保育園、天使こども園 アイスクール幼稚園、金丸、金丸ぶらす、草康園、松柏 永福寺幼稚園保育園、ベビーガーデン、エールキッズ
11月24日(木) ~ 11月30日(水)	久留米市役所16階会議室 (子ども保育課)	美希、白鳥、住吉、わらしこ、りんごの木、ゆりかご、安武 大善寺、荒木、上津、青い鳥、ひいらぎ、くるめ天心幼稚園 翠(キッズハウスふたば)、大善寺幼稚園、大谷こども園 つぼみ幼稚園保育園、おひさまくるめようちえん ウィーニングハウス宙良、パンダ保育園、キッズ21、 ヤクルトたんぼぼ保育園
11月13日(日) 27日(日) (9:00~12:30)	久留米市役所16階会議室 (子ども保育課)	上記、平日に来られない方

【田主丸地域】 受付時間9:00~12:00、13:00~17:00 ※土日祝日の受付はいたしません。

月 日	会 場	第1希望の保育所名
11月 1日(火)~11月30日(水)	田主丸総合支所 市民福祉課	田主丸、かわい、星の子 竹野、船越、水縄

【北野地域】 受付時間9:00~12:00、13:00~17:00 ※土日祝日の受付はいたしません。

月 日	会 場	第1希望の保育所名
11月 1日(火)~11月30日(水)	北野総合支所 市民福祉課	報恩、童心園、中村、金島子ども園 大城、北野おおぞら

【城島地域】 受付時間9:00~12:00、13:00~17:00 ※土日祝日の受付はいたしません。

月 日	会 場	第1希望の保育所名
11月 1日(火)~11月30日(水)	城島総合支所 市民福祉課	浮島、城島、敬愛文化 青木こども園、城島すみれ 芦塚下田こども園、江上

【三瀨地域】 受付時間9:00~12:00、13:00~17:00 ※土日祝日の受付はいたしません。

月 日	会 場	第1希望の保育所名
11月 1日(火)~11月10日(木)	三瀨総合支所 市民福祉課	三瀨
11月11日(金)~11月18日(金)		西牟田
11月21日(月)~11月30日(水)		犬塚

※申請時にご提出いただく「保育所等の入所申込に関する重要事項確認書」の内容は以下の通りです。

No.	確認項目	確認内容
1	入所案内の確認	「久留米市子どものための教育・保育 給付認定申請・入所申し込みのご案内」はお読みになりましたか。 申し込み前に必ず入所案内をお読みください。
2	求職による申し込み	求職のための保育所等の入所の利用期間は、入所後最長 3 ヶ月間です。 利用期間中に就労証明書など保育が必要なことを証明する書類の提出がなく保育の必要性が認められない場合は、退所となります。
3	出産による申し込み	出産のための保育所等の入所の利用期間は、分娩(予定)を基準として産前 8 週(多胎妊娠の場合にあっては 14 週)の日の属する月の初日から産後 8 週の日属する月の月末までです。 利用期間中に就労証明書など保育が必要なことを証明する書類の提出がなく保育の必要性が認められない場合は、退所となります。
4	就労等予定での申し込み	就労や就学など予定の状態では証明書類を提出いただいた場合、就労等開始後に書類の再提出が必要です。 書類の提出がなかった場合は、退所となります。
5	育児休業復帰での申し込み	育児休業復帰で申し込まれた方は、職場復帰後に再度就労証明書をご提出ください。 期限内(入所申し込み時に申請された復職予定日から 1 か月以内)に提出されない場合は、退所していただくことがあります。
6	ならし保育	ならし保育とは、集団生活への適応等を目的として、通常の保育の実施よりも時間を短縮して行うものです。 就労予定の方や育児休業明けの方などは、就労開始する日より最大 2 週間前からの入所(ならし保育)を希望することが可能です。 認定申請書の「利用を希望する期間」の開始日は、ならし保育希望の方は、ならし保育開始日を記載ください。 保育料は、通常の入所と同じ取り扱いになります(日割りで発生します)。 なお、ならし保育の具体的な期間などについては、園見学の際に施設にお尋ねください。
7	必要書類の提出	提出書類の不足などがないよう速やかに書類を提出してください。 入所締め切り時点で提出いただいた書類をもとに認定および利用調整します。 希望する事由での書類の確認ができない場合は(就労証明書などの書類不足や内容不備)、求職中として認定および利用調整します。 また、就労が 1 か月で 64 時間に達しない場合も、書類不足と同様に求職中として認定および利用調整します。
8	お子さんの面接	入所が内定したお子さんについて入所日までに面接を受けられない場合や、面接の結果によって集団保育が困難であると判断された場合、入所が取り消しになることがあります。
9	書類提出の締め切り	利用調整は、入所の締め切り時点で提出いただいた書類および希望園をもとに行います。 締め切り後の変更内容については、次回の調整からの反映になりますのでご注意ください。
10	提出書類の内容確認	提出書類の内容について、電話や訪問などにより保護者や就労先等に確認させていただくことがあります。

No.	確認項目	確認内容
11	年齢制限がある園からの転園	保育年齢に上限がある事業所内保育事業所や小規模保育事業所、認定こども園（保育部分）に在園しているお子さんが引き続き他の保育所等での保育を希望される場合は、別途手続きのうえ利用調整の対象となります。 その際、必ず入所先が決まるわけではありませんので、ご理解のうえお申し込みください。
12	申請後の内容変更	認定申請後に内容の変更が生じた場合は、必ず認定申請内容変更申請書と就労証明書など変更申請に必要な書類を提出してください。
13	入所調整の方法	利用を希望された施設のみ利用調整を行います。施設利用申込者数が受入可能数を上回った場合には、選考により保育を必要とする度合いの高い順に入所児童を決定します（先着順や抽選ではなく、「久留米市保育利用選考基準」に基づき調整を行います）。
14	入所調整結果の確認	調整の結果、入所保留（待機）となる場合があります。 利用調整結果に関するお問合せについて、原則として通知発送前には電話・メール・窓口ではお答えできません。
15	入所保留の申請有効期限	入所希望月に入所できなかった場合、申請書裏面の「待機する意思」欄に「有」にチェックされた方に限り該当年度中は有効です。 それまでに入所に至らず、翌年度4月以降も引き続き入所を希望する場合は、再度必要書類を揃えて新年度の申し込みが必要になります。
16	申請の辞退	入所の意思がなくなった場合は、必ず子ども保育課（TEL0942-30-9025）に連絡ください。
17	転出された場合	保育所等の入所後に久留米市から転出された場合は、退所になります。 在園していた保育所を利用できるのは転出月の末日までです。
18	退所していただく場合	次の場合は、退所していただくことがあります。 ①提出書類に虚偽の記載があるなど、不正行為が判明した場合 ②保育を必要とする事由が消滅した場合 ③1か月を超えて連続して入所施設を欠席する場合
19	保育料の変更	市町村民税の情報（同一世帯者を含む）や世帯情報の調査の結果、税額等に相違がある場合に入所日または当該年度の初日に遡って保育料を変更します。
20	副食費の変更	市町村民税の情報（同一世帯者を含む）や世帯情報の調査の結果、免除基準額を超えた場合または多子軽減措置が適用外となった場合は免除の取消しを行うことに同意します。
21	保育料・副食費の支払い	保育料・副食費は納期限までに納付してください。 保育料・副食費の未納がある場合は、保育所等の入所が保留になることがあります。 納付が遅れる場合は、子ども保育課に納付可能日の連絡をお願いします。
22	保育料・副食費の滞納	保育料・副食費を滞納した場合、保育所等を通じて納付のお願いをします。 保育料・副食費の滞納整理のために、市職員が自宅および勤務先へ電話または訪問、勤務先への給与照会、金融機関等への財産調査および差押等の滞納処分を行うことがあります。

※全ての項目を確認後、ご理解いただいたうえでの申し込みになります。

③ 認定証と入所調整結果を受け取る。

申込締め切り翌日より、入所調整を行います。入所が決定した場合は、後日、入所調整結果を送付します。入所保留となった場合は、新年度（4/1～4/15）の入所調整時に限り入所保留通知書を送付します。新年度以降の入所調整時も入所保留通知書が必要な場合は、あらかじめお申し出ください。

また、認定証は令和5年3月中旬ごろに送付します。

<入所が承諾・内定した場合>

具体的な入所準備については、施設より連絡があります。くわしくは直接施設にお尋ねください。

<入所保留の場合>

申請書裏面の「待機する意思」欄の「有」にチェックした場合に限り、令和5年度中は毎月継続して入所調整を行います。ただし、ご連絡及び調整結果の通知は、空きが出て入所が内定した場合のみとなります。

④ 施設（保育所・認定こども園）を利用する。

利用時間等については [2ページの下段](#) をご覧ください。

保育料について

【保育料の決定方法について】

保育料はお子さんの保護者等の市町村民税額によって決定します。4月中旬ごろ、郵送にて決定通知をお送りします。

いつの分？	誰の？	何に基づいて決まる？
令和5年4月分から 令和5年8月分まで	お子さんの保護者等 (同居の祖父母がいる場合、父母の 所得状況などにより祖父母の分で 適用することがあります)	令和4年度 市町村民税額 (令和3年中の所得)
令和5年9月分から 令和6年3月分まで		令和5年度 市町村民税額 (令和4年中の所得)

◎毎年9月が保育料の切り替え時期となります◎

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度の市町村民税額に基づく保育料					当年度の市町村民税額に基づく保育料						

※ 保護者等の市町村民税の状況により、年度の途中で保育料が変更になる場合があります。

【保育料の軽減について】

保育所の運営に必要な経費は、保護者のみなさま、市、国などで負担することとされています。本市では、厳しい財政状況ではありますが、国の基準によりみなさまが負担すべきとされる保育料から、市の追加負担により軽減しています。

● 保育所の運営に必要な経費の負担割合

市の追加負担

国が定める利用者負担		国が定める公費負担		
保護者負担		市の負担 (1/4)	県の負担 (1/4)	国の負担 (1/2)

● 令和元年10月から保育所、認定こども園等を利用する3歳児クラスから5歳児クラスまでの子どもの保育料が無料になりました。詳しくは久留米市保育料基準表をご覧ください。

【保育料の納付について】

久留米市では保育所の保育料の納付について、口座振替による納付をお願いしております。
なお、**認定こども園、事業所内保育事業所および小規模保育事業所へ入所した方は、直接施設へ納付してください。**

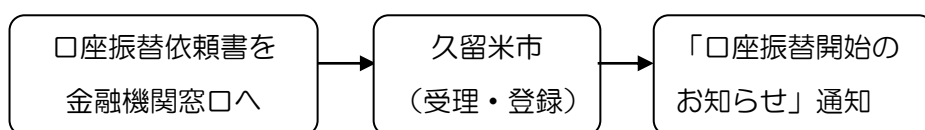
- 振替日：毎月末日（12月は25日）
 - ※ ただし当日が土・日・祝日の場合は翌営業日となります。
 - ※ 残高不足により口座振替ができなかった場合は、**翌月の中旬**に再振替を行いますので、口座に入金の準備をお願いします。

● 口座振替の手続き

下記①～③のいずれかの方法で手続きをお願いします。
どのお申込みでも、登録後に「口座振替開始のお知らせ」を郵送にて通知いたします。

金融機関での申し込みだと登録するとに1～2か月くらいかかるけん
早めに手続きしとくっば

①各金融機関でのお申込みの場合



- ※ 口座振替が開始するまでの保育料については、納付書を発行しますので、金融機関の窓口などで納付してください。
- ※ 口座振替依頼書は保育所、子ども保育課、各総合支所市民福祉課に置いています。なお、ゆうちょ銀行の場合は、ゆうちょ銀行に設置された様式で申請してください。

②市役所でお申し込みの場合

振替を希望する金融機関のキャッシュカードがあれば、市役所16階子ども保育課及び各総合支所市民福祉課の窓口にて「ペイジー専用端末」で読み取ることで登録することができます。金融機関によっては受付できない場合もあります。対象の金融機関については久留米市ホームページにてご確認ください。

久留米市 保育料 ペイジー

検索

③WEBでのお申込みの場合

パソコン・スマホ・タブレット端末にてインターネットで登録ができます。お手元に通帳またはキャッシュカードをご準備の上、下記QRコードの読み込み及び検索にてご登録ください。銀行によっては受付できない場合もあります。対象の金融機関については下記こうふりネットホームページにてご確認ください。

お申し込みは
こうふりネットから



または

久留米市 保育料 WEB 口座

検索

保育料の納付には便利な口座振替をご利用ください。

認定申請書（施設利用申請書）記入例

※指定がない部分は申込み時点の状況をご記入ください

第1号様式の2(第4条及び第11条関係)

R5
新規

(表)
教育・保育給付認定申請書(施設利用申請書兼児童台帳)【2号・3号認定用】

久留米 次のとおり また、保育		お二人以上の同時入所の場合は、 保護者を必ず統一してください。 父母どちらかが市外別居の場合は、市内で子どもと同居している方を記入してください。		申請(申込)日 令和4年11月5日		保護者氏名 久留米 ひとみ		
利用を希望する認定区分		3号(保育が必要な3歳未満児童)		療育手帳の写しを提出してください。				
ふりがな		くるめ きらい		生年月日		平成29年5月23日		
児童名		久留米 きらい		性別		男 子		
		令和5年4/1時点(5)歳		障害手帳の有無		無 有		
				療育手帳の有無		無 有		
				特別児童扶養手当受給の有無		無 有		
健康状況等		障害や病状		身体的障害(手足・視覚・聴覚) 症状・病名(自閉症)				
		発達等気になること		ことば、落ち着きがなく動き回る・こだわりが強い。				
		健診時の要観察項目		市では、発達等に気になることがあるお子様や障害等をお持ちのお子様には独自の保育をしています。面接の際にお尋ねしますので、記入をお願いします。				
		食物アレルギー		卵アレルギー				
現住所		久留米市城南町●●一●		電話番号		●●●●●●●●●●		
令和4年1月1日現在の住所		久留米市外(●●●●)市 区・町・村		母		XXX-XXXX-XXXX		
令和5年1月1日現在の住所		久留米市内		その他()		-		
認定証番号(市記入欄)		記入不要		既に支給認定を受けている場合に記入してください。				
現在の保育の状況		幼稚園		保育所		認定こども園		
		一時預かり・預かり保育		事業所内保育		家庭等		
1 世帯の状況(利用を希望する期間の初日時点の児童以外すべての同一世帯員を記入ください。また、別居の兄弟姉妹も記入ください。)		※ 両親(父及び母)の一方が別居の場合、住民票上も別居であっても必ず記載し、「別居」を○で囲んでください。(例:単身赴任、離婚調停中など)						
		※ 建物が別であっても、住所が同一(同番地)であれば同居とみなしますので、該当者がいる場合は記入ください。						
		※ 申込児童以外の同一世帯員が6名以上お入り記入できない場合は、申請書をもう1枚記入ください。2枚目はこの部分のみ記入いただければ結構です。						
入所児童の家庭の状況	氏名		くるめ たろう		父		昭和59年4月7日	
	氏名		久留米 太郎		父		昭和59年4月7日	
	氏名		くるめ ひとみ		母		昭和59年12月22日	
	氏名		久留米 ひとみ		母		昭和59年12月22日	
	氏名		くるめ はなこ		姉		平成19年9月13日	
	氏名		久留米 花子		姉		平成19年9月13日	
氏名		くるめ じろう		兄		平成24年6月1日		
氏名		久留米 次郎		兄		平成24年6月1日		
氏名		ふくおか ひろこ		祖母		昭和30年7月8日		
氏名		福岡 博子		祖母		昭和30年7月8日		
生活保護の受給		無 有		ひとり親世帯の該当		無 有		
同居の障害者の有無		無 有(氏名 福岡 博子)		ひとり親世帯に該当し、児童扶養手当を受給していない方は戸籍謄本の写しを提出してください。				
2 税情報等の提供		同居の方が障害者手帳の交付を受けている場合は有にチェックしてください。また、療育手帳の場合は写しを提出してください。						
		費用の免除に必要な市町村民税の情報(同一世帯者を含む。)及び世帯情報を見ることが、また、その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。						
		保護者氏名		久留米 ひとみ				
3 保育の利用を必要とする理由等		利用を希望する期間		令和5年4月1日から		小学校就学前まで		
		利用を希望する時間		8時30分(登園)から17時(お迎え)まで				
		父		就労等(就学)時間		無 有(令和5年4月15日復帰予定)		
		母		就労等(就学)時間		9時00分~16時30分まで		
		育児休業明け		兄弟姉妹保育園利用		生計中心者の失業		
		入所後の通園手段		徒歩		自転車 自家用車 バス 電車 その他(おおよそ 分)		

こんなときはどうするの？

●ならし保育について

Q. ならし保育というのがあると聞いたのですが、ならし保育って何ですか？

A. ならし保育とは、集団生活への適応等を目的として、通常の保育の実施よりも時間を短縮して行うものです。就労予定の方や育児休業明けの方などは、ならし保育利用期間として、就労開始する日より最大2週間前からの入所を希望することが可能です。

Q. 4月1日から仕事に復帰したいのですが、3月中にならし保育を終わらせることはできますか？

A. 4月1日復帰の場合は、2週間前の3月18日からの入所を希望することができます。その場合は、前年度入所の申し込みが必要です。新年度入所の申し込みの際にあわせてご提出ください。なお、前年度の申し込みをしてもご希望に添えない場合があります。ご理解のうえお申し込みください。

●転入予定の手続きについて

Q. 久留米市に転入する予定ですが、遠方のため窓口に行けません。郵送でのお手続きはできますか？

A. 他市町村からの転入であれば郵送での申請が可能です。必要書類等のご案内をいたしますので、事前に担当課までご相談ください。

●認定要件が複数該当する場合

Q. 仕事をしながら学校にも行っていますが、就労証明書と就学証明書どちらを準備したらいいですか？

A. どちらもご準備をお願いします。就労と就学の時間を合わせたうえで、保育の必要量の認定をしております。

また、仕事を掛け持ちしている場合や、仕事をしながら看護・介護をしている等でも同様です。

●求職活動中だったが、仕事が決まらない場合

Q. 求職活動中で入所した場合や、入所後、途中で退職して求職活動をしている場合で、仕事が決まらなかったらどうなりますか？

A. 誓約書の有効期間は年度内で通算90日(3か月)です。求職活動で入所した場合は、入所日から90日後の属する月の月末までに、退職した場合などは、その翌月から90日後までに就労が決まらなければ原則退所となります。倒産や派遣切りなどやむをえない場合はご相談ください。

●認定変更について

Q. 現在、求職活動中で、保育短時間認定を受けて入所しています。フルタイムの仕事が決まり、標準時間認定を受けたいのですが、何か手続きが必要ですか？

A. はい、必要です。就労証明書を添えて、市子ども保育課または各総合支所市民福祉課で変更申請をしてください。なお、認定の変更は、申請日の翌月からの適用となりますのでご注意ください。

例) 5月1日からの就職が決定した場合(短時間認定から標準時間認定へ)

パターン1

4月中に就労予定の証明書を添えて変更申請をすると、5月1日から保育標準時間認定を受けることが出来ます。ただし、就労開始後1か月以内に就労証明書の提出が必要です。

パターン2

5月になってから変更申請をすると、標準時間認定への適用は6月からとなり、5月中は短時間認定のままです。施設が設定している短時間保育時間を超える場合は、別途延長保育料が発生しますので、ご注意ください。

●欠席期間の保育料について

Q. 病気のため2週間欠席したのですが、保育料は1か月分かかりますか？

A. 欠席しても保育料は全額お支払いいただきます。

●休園について

Q. 里帰りの間、休園することはできますか？

A. 原則休園はできませんが、里帰りや児童の長期入院等やむを得ない理由の場合は、2か月以内であれば休園を認めています。保育料は全額お支払いいただきます。まずは、施設もしくは市へご相談ください。

●転園について

Q. 市内の別の保育園に転園したいのですが？

A. 年度途中の転園は、転居や勤務地の変更を除き原則できません。まずは、市へご相談ください。市に必要書類をご提出いただくこととなりますが、その際に必ず入所先が決まるわけではありませので、ご理解のうえお申し込みください。

●退所する場合

Q. 都合により施設を退所したいときはどうしたらいいですか？

A. 退所は、原則月末日となります。(在籍月分まで保育料が発生します。) 早めに施設に退所する旨を伝え、施設に退所届を提出してください。

●休日の保育

Q. 日曜日や祝日に預かってもらえる保育所はありますか？

A. 保育認定(2号認定・3号認定)のお子さんについては、「休日保育」を実施しています。実施施設以外に在籍しているお子さんも利用できます。事前に利用登録が必要です。くわしくは施設へおたずねください。(12月29日から1月3日までは利用できません。)

【実施施設】 篠山保育園(城南町)

0942-32-9655

●病気になった時の保育

Q. 子どもが病気の時はどうしたらいいですか？

A. お子さんの安静の確保と感染症等拡大予防の観点から、保育所等での保育・集団生活が難しい場合があります。自宅での保育が困難な場合に、久留米市では「病児保育」を実施しています。事前に利用登録が必要です。くわしくは各施設へおたずねください。

【実施施設】	マリアン・キッズ・ハウス(聖マリア病院)	0942-34-3165
	エンゼルキッズ(久留米大学医療センター)	0942-22-6621
	すくすくランド(久留米大学旭町キャンパス)	0942-31-7988
	ハイジア病児保育室(ハイジア内科)	0942-54-9551
	たのっしーランド(田主丸中央病院)	0943-72-1633

●本人確認について

Q. 申請書の「保護者」欄と、窓口申請に行く人は同じでないといけないですか？

A. 同じでなくても構いません。ただし、お子さまの家庭での状況がわかる方が来ていただくようお願いいたします。

こんなときは必ず連絡を！

Q. 入所申込の時には求職活動中でしたが、急に仕事が決まりました。4月からの入所の選考で有利になりますか？

A. すぐに就労証明書の記入を会社に依頼して、市に変更申請にお越してください。例えば、来月からの就労予定の場合でも、「就労予定」であるという証明で構いません。
入所調整は、保護者の就労状況や家庭の状況を点数化して実施しており、求職中の場合より就労の場合は調整の点数は高くなります。申込締切日までに就労証明書等の提出がないと、調整に反映できませんのでご注意ください。必要書類などが不明な場合には、お早目にご連絡ください。

Q. 入所決定後や入所後に、住所や家族状況(結婚・離婚など)、保護者の就労状況などが変わった時はどうすればいいですか？

A. 書類の提出が必要な場合があります。必要な書類などは変更事項によって異なりますので、市子ども保育課・各総合支所市民福祉課や利用施設にまずはご連絡ください。
保育の必要量の区分や保育料の算定が変更になる場合があります。
求職中から就労へ変わる場合は14ページの **●認定変更について** を参照ください。

Q. 久留米市に転入予定で申し込みをしましたが、このあとどうすればいいですか？

A. 入所が決定した後、入所日までに久留米市に住民登録をしてください。入所日までに住民登録することが入所条件ですのでご注意ください。転入手続きが完了したら、必ずご連絡をお願いします。
また、住所が未定の状態で申し込みした場合は、決まりしだい、転入時期・住所をお知らせください。通知などを送る時に必要となります。

Q. 2号認定で保育園・認定こども園を申し込んでいて、入所が決まったけど、やっぱり幼稚園に行くことにしました。どうすればいいですか？

A. 他の方が空きを待っている場合がありますので、必ず辞退のご連絡をお願いします。

そのほか かわいい情報は久留米市ホームページでも提供しています。

久留米市 保育所・認定こども園

検索

令和4年10月発行

【お問合せ先】

名称	所在地	電話番号
子ども未来部子ども保育課	久留米市城南町15番地3	0942-30-9025
田主丸総合支所市民福祉課	久留米市田主丸町田主丸459番地11	0943-72-2113
北野総合支所市民福祉課	久留米市北野町中3245番地3	0942-78-3552
城島総合支所市民福祉課	久留米市城島町檜津743番地2	0942-62-2112
三潯総合支所市民福祉課	久留米市三潯町玉満2779番地1	0942-64-2312

